（地球温暖化対策の推進に関する法律第２０条の３第1項に基づく地方公共団体実行計画）

第１次上野村地球温暖化対策実行計画

平成２４年度～２８年度

平成２４年１０月

群馬県上野村

目 次

第１章 基本的事項
１．計画目的・・・2
２．基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３．対象範囲・・・2
４．対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標
１．基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２．要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３．削減目標・・・4

第３章 具体的な取組
１．太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２．施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３．物品購入等・・・5
４．その他の取組・・5

第４章 推進・点検体制及び進捗状況の
１．推進体制・・・6
２．点検体制・・・6
３．進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第１章　基本的事項

１．　計画目的

　本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第２０条の３第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。上野村の事務事業の実施に当たっては､本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

２．基準年度・計画期間・目標年度

　基準年度を平成２３年度とし、計画期間を平成２４年度～平成２８年度までの５年間とする。

　目標年度については、平成２８年度とする。

　なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

３．対象範囲

　実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた表の施設を対象とする。

（対象施設一覧）

施　設　名	施　設　名
上野村役場	いきいきセンター
上野村へき地診療所	すこやかセンター
上野村へき地保育所	構造改善センター
上野村きのこセンター	いのぶたセンター
上野テレビ	木炭センター
森の菓子工房	堆肥センター
森の体験館	給食センター
しおじの湯	かじかの里学園
福寿庵	上野中学校
上野小学校	ゴミ処理場
し尿処理場	

４．対象とする温室効果ガス

　実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、６種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第２章　二酸化炭素の排出状況及び削減目標

１．基準年度の二酸化炭素排出量

上野村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、１，９０６，５０４kg-CO_2である。

区　分	排出量（kg-CO2）
二酸化炭素（CO2）	１，９０６，５０４kg-CO_2

２．要因別の排出状況

基準年度である平成２３年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の５８％を占め、次いで灯油の使用が１９％、軽油の使用が１０％で全体の８７％を占めている。

３．削減目標

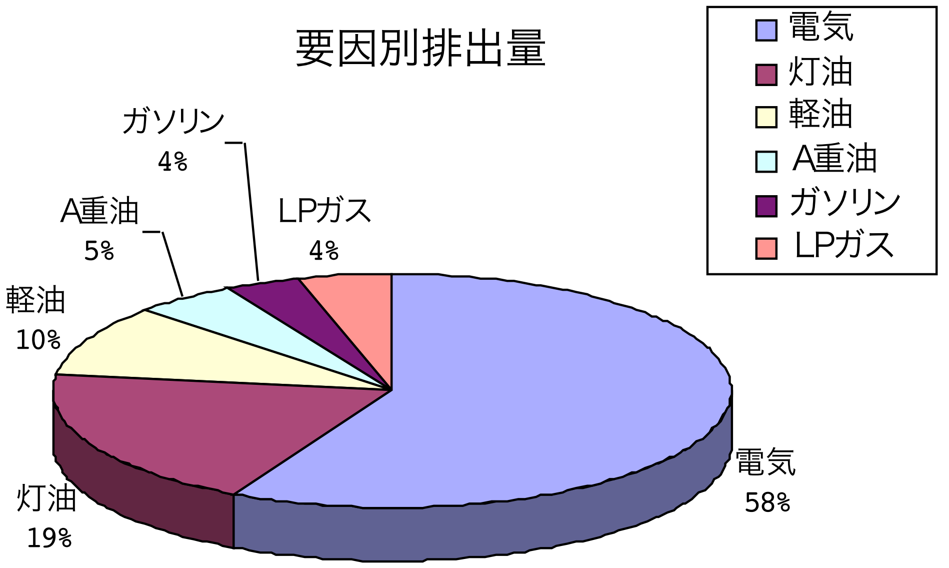

平成２３年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成２８年度の二酸化炭素排出量を、５％削減することを目指す。

区　分	基準年度排出量 平成２３年度	削減目標	目標年度排出量 平成２８年度
二酸化炭素（CO2）	1,906,504 kg-CO2	５％	1,811,178 kg-CO2

第３章　具体的な取組

１．　太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

・公共施設等へ木質ペレットストーブを順次導入する。

・太陽光発電の設置を推進。

２．　施設設備の改善等

・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。

・高効率照明への買い換えを順次行う。

・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る

・公共施設の緑化を推進する。

３．　物品購入等

・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

・事務用品は、 詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

・環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象商品の購入を推進

４．　その他の取組

①電気使用量の削減

・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。

・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。

・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

・　ＯＡ機器等の電源をこまめに切るように努める。

・　支障のない範囲で間引き点灯等を行う。

②燃料使用量の削減

・急発進、急加速をしない。

・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。

・　公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

・　定期的にタイヤの空気圧等のチェックを行う。

・　不必要な荷物等を常時搭載しない。

③ゴミの減量、リサイクル

・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。

・廃棄物の分別排出の徹底に努める。

・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。

・　リサイクル用紙の購入に努める。

・　メール・掲示板等の活用により用紙の使用量を減らす。

・　リサイクル封筒を活用する。

⑤水道

・日常的に節水を心がける。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

・クールビズ・ウォームビズを推進する。

・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第４章　推進・点検体制及び進捗状況の公表

１．推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

（１）推進本部

村長を本部長、教育長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

（２）推進担当者

各課に１名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

（３）事務局

事務局を保健福祉課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

２．点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおし、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年１回の点検評価を行う。

３．進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年１回ＨＰ等により公表する。